

(様式第1号)

平成21年度第7回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 会議録

日時	平成21年11月9日(月) 18:00~19:30
場所	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 中川 幾郎 副委員長 弘本 由香里 委員 井垣 敏生 委員 平山 京子 委員 金澤 佳代子 委員 神棒 眞一 委員 村上 由起 委員 竹内 恵一 委員 砂田 章吉  教育長 藤原 周三 事務局 社会教育部長 橋本 達広, 文化振興担当課長 細見 正和
事務局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) (仮称)芦屋市文化基本条例原案について
- (4) 閉会

2 審議経過

<開会>

(中川委員長) 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。全員お揃いですので、第7回の芦屋市文化基本条例原案策定委員会を開催させていただきます。

本日は、最終日で、委員皆様のお力添えによりまして、条例の原案もほぼ固まり、報告できる運びとなりました。この後、もう少し皆様方からご意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、次第に入ります前に、本日の傍聴者は、ありますか。

(事務局) 傍聴者は、ありません。

(中川委員長) 次に、事務局から資料の概要説明をお願いします。

(事務局) まず、はじめに、パブリックコメントでの市民意見の応募はございました。本日配布しております資料は、パブリックコメント前に、庁議、教育委員会と市議会民生文教常任委員会に報告し、ご意見をいただいたものの概要を、参考にしていただくため配布させていただきました。

次に、条例(骨子案)の変更(案)として、行政担当と協議した内容及

び内部意見を参考として、変更点を示しています。最後に変更点をもとに、条例の骨子案を、条例原案として、条文形式にしたものを報告書として、作成し配布しております。それでは、意見の概要について説明させていただきます。それでは読上げさせていただきます。【意見の概要説明】

それを受けまして、次に骨子案の変更案につきまして、様々な意見を申し上げたなかで、今度は骨子案を条例形式にして変更するような形でここに書かせていただいております。一つの案といたしまして、条例の名称を「芦屋市文化振興基本条例」としてはどうか。それから、前文ですが、色々意見があった中で、「市民一人一人が生涯を通して身近に文化に触れ、多様な出会いや新たな人材を生み出し、心の豊かさと生きがいを実感できる創造性あふれる社会の実現を目指し、この条例を制定します。」としてどうか。

それから第1条、これ以下は行政担当と協議の末、「又は」は「及び」でもいいのではないか。

第5条の事業者等の役割につきましては、法人その他の団体も含まますので事業者の後に「等」と入れた方がいいのではないか。

後、第7条につきましても、「事業者等」ということであります。

それから、第9条伝統的な文化の保存等のところで、他の条文の中で、「継承し、及び発展させるために」と入っているのですが、「発展させるため」とした方がいいのではないか。

第12条は、見出しと中身の整合性を図るために「文化活動の充実」という言葉がどこにも見当たらないと。ということで、「市は、次代を担う青少年の文化活動の充実を図り」ということを入れた方がいいのではないか。

第15条につきましては、これも「景観の形成」というところで終わっていたんですけども、「調和のとれた都市景観を形成するため、必要な施策」という形に直した方がいいのではないか。

第19条につきましても、「事業者等」の「等」を入れさせていただいております。

それから、附則の附属機関の委員定数のところですが、10人ということですが、10人では専門的な委員が必要な場合に不足する場合がありますので、他の附属機関との整合性を考えまして、このような同じような条文があるんですけども、「その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。」と。

それから、附属機関の任期につきましても、「臨時委員は、担当事項についての審議が終了するまでの期間」ということを入れております。次に資料として条例原案を付けさせていただいておりますが、条例形式におきなおしたものです。以上でございます。

(中川委員長) ありがとうございます。今、ご説明いただきまして、だいたい全貌がお分かりになったと思いますが、全員ご発言いただきたいと思っております。

全体をちょっとブロックに分けて、前文と条例文とに分けさせていただこうと思っております。

それでは前文について、修正されておりますが、これについてのこ

意見をいただきたいと思います。それでは、いつものように、こちらからお願いいたします。

(金澤委員) あの、すみません。自由発言というのは駄目でしょうか。自由にこう発言するというか。

(中川委員長) 構いませんけれど。

(金澤委員) なんか、どうですか、と言われても、出来上がったものに特に意見がないので、ひらめかないんです。

(中川委員長) 無い場合は、無いと言っていただいて構いませんので。では、どうぞ。

(村上委員) 変更案についての意見ということですよ。

(中川委員長) はい。

(村上委員) フリートークのところについての意見はいいということですね。

(中川委員長) それについてもご意見があればお出しいただいて結構かと思えます。

(村上委員) まず、変更案についてですが、個人的な意見ですが、名称は、すっかりと「振興」がない方がいいのではないかと思います。基本計画の方に「振興」を入れるほうが、より具体的に分かりやすいのではないかという印象を受けました。

後、前文についての変更についてですが、これは結構議論をたたかわせたところではないかと思います。「年齢や立場にかかわらず生涯を通して」のところは、削除されていますが、高齢者、障害者、それから子育て中の方、色々な立場の人たちにとり、取ってしまっているのかと思いました。その後の所は、確かに、原案を読んでいて、盛り込めるだけ言葉をもりこんでいると感じ、また多少分かりにくい表現が多いと思いました。分かりやすさを取るのか、前文として盛り込みたいことを、全部盛り込むのかといえは迷うのですが、盛り込みすぎて読んで分からなかったら困るので、ある程度すっきりさせるのはいいと思います。

フリートークの意見には、「財政的な過度の支出につながる」とありましたが、どなたが発言されたか分かりませんが、具体的にどのくらい過度になっているのか分かって言われているのかという疑問は持ちます。色々なものを削除していると、市民としては感じていますが、それが、過度なものと捉えられている方もいるのだと思いました。どの程度過度なのか具体的な数字を分かって発言されているのか疑問に思いました。またこの委員会の議事録を全部読むのは大変なのですが、ある程度会議の内容を理解していられないような発言もあったので、残念に思いました。

私自身、原案をいただいて後から気がついたんですけれども、高齢者と障害者のところの説明文に、「高齢者、障害者と子育て中の保護者を対象にしている」とあったので、第3章「文化と振興に関する基本的施策」の第11条のところ、子育て中の保護者も入っていたんだと、気が付きました。子育て中の保護者が条例に汲み取られてなかったなと反省しました。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。では、神棒委員どうぞ。

(神棒委員) 極めて個人的な意見なんですけど、さっき言われた「振興」という

言葉は非常に古臭くて、私個人は入れることには反対です。なんかこう一昔前の言葉のように感じます。ある機会に、市長か教育長が、なぜこの原案を作るために苦労されているかというバックグラウンドを説明されないと、この文章だけ読んでも、一般の市民にはよく分からない。意図などがですね。そんな感じがいたします。さように文化というものに対するニーズが多様化して、非常に抽象的で分かりにくいんじゃないかと思います。以上です。

(中川委員長) ありがとうございます。では、平山委員。

(平山委員) まず、前文についてなんですが、かなりスリム化されている意図が、村上委員が言われたように、分かりやすさを取ればこうなるだろうということはよく分かるんですけども、このくねくね言っているところが芦屋らしさだと。ただ、読むともものすごい文章が長いなというのは今つくづく思いまして、一人一人がどうすべきか、それから、後半の下から3行目の終わりの方の「市民、事業者、市の協働によってどうすべきか」というぐらいをちょっと2つに分けるということにして、勝手に、市民、事業者に決意さすなというのはよく分かるので、改めて、協働によって高めていくことを目指してはどうかという文章にしてはどうかと思います。

後、フリートークの方ですけども、今の「振興」という言葉を入れるかどうかということはちょっと難しく、私はどちらとも言えないという感じがします。

後、もう一つ言葉の問題で、「障害者」というのがありましたけれども、これはこの分野の方にとっては非常に気になる言葉かなと思いますので、回答の中の理由が、どうしても漢字を使用しなければならないという説得性がないので、もし関係者の方が平仮名の方がソフトだし、今後この条例が十年、二十年といくわけですけども、その時にまわりはもう「障害」の「害」ではなくて、例えば「子供」というのも平仮名で「子ども」になりましたよね。「提供」の「供」という字をやめていますよね。公式文書ではやめているんですよ。「子ども」と平仮名になっているんですけども、それと一緒に、障害者と言う時に、平仮名でいいんじゃないかということ、なら平仮名にしてしまったらという意見です。

後は、お金の話は振興計画の具体的な基本計画に関して、どれだけお金がつけられるかという具体的な話は、まずこの条例ありきだよと皆さんに知ってもらえば、こういうフリートークの中の意見はご理解いただけるのかなというのが私の意見です。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。では、井垣委員いかがでしょうか。

(井垣委員) 今おっしゃったようなところが、問題点かなという気がしますけれども、フリートークの方は誰が、どういう立場の人がこういう意見を出されたのか見えてこない。どうも立場の違う人が言っているような感じがしますよね。タイトルの「振興」という部分、これは言っておられる立場がどうか分かりませんが、多少逃げのような感じを感じますね。文化の基本条例にしてもらったら困ると。「振興」まあ行政がよく使う、

努力しますようにしようという匂いが感じられます。内政の関係も過度の支出が、今、芦屋市にあるとは思えませんけれどもね。

生じてきている中で、むしろ、この条例をもとにして、色々な要求をされるというようになってきたら困るから、できるだけそこを縮めて欲しいという意識の発言かのように思います。ということがあるとするならば、我々が考えていることとはかなり違うので、これをもとに手本にして市民の人が色々なプランを出して、もちろん財政があるかないかは客観的な問題なので、いけるかどうか分かりませんが、努力しようじゃないかということで、ある程度、市との基盤にもなれるように、これは議員が使うというのではなくて、市民がこの条例を見て、じゃあという形で皆さんが努力して色々なプランを持ち寄って何かしようというふうな感覚で我々議論していたんですよ。それに多少水を差すような感じがするフリートークの意見が出ている。

その一つが「振興」を入れるという意見が出ている。これは匂いだけです。その人の、実は違って、文化芸術振興基本法との関係で法律性の整合性で形式的に言われたのかも知れませんが、全体を見るとこういう感じがしないでもないです。

前文については、こういうふうに整理するのは、法文としては、変更前の我々のものが皆さんの思いがいっぱい詰まっているので、ごちゃ混ぜになっていて、誰が何をしようというものがパッと浮かんでこない文章なんです。そこは各条例、条項の中はかなり盛り込んでいったので、前文をこの程度簡略化するのは仕方がないかな。

むしろ、最初の前文を読まれて、上の方は分かったんだけど、最後の10行ぐらいが分からなくて、誰が何をしようというように言われそうな感じがするので、その辺りを簡略化されたんであろうし、エッセンスは残っているという感じがします。細かな条例の部分は技術的なところで、特に異論のあるところは、私はありません。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。それでは、金澤委員よろしくおねがいします。

(金澤委員) 私はいつも一貫して言い続けていましたけれども、すばらしいこの言葉が置き換えられたところで、大きな差はないというぐらいにしか思っていなくて、実際に、条例というのは観念的なもので、実際に例えばこう芦屋の中で色々な行事とか美術館とか音楽会とかが色々なPRをして、芦屋病院が、今少しでもこう活性化させようとしているんですが、佐治先生の言葉にもあったように、いくら頑張っても状況を整えても、地元の人が興味をもって、使おうとしてくれないとどうしようもないという記事を書いておられましたけれども。お互いのやっていることに興味を持って、芦屋を活性化させるために、お互いが参加する、応援する意識の変革というんですかね、そういうものがなければ条例は、条例で終わってしまうと思ってしまいます。

ですから、広報のテレビだとか、広報の新聞だとか、お互いのPRする気持ち、そういうもので今現在ある文化をすごくもっと活性化させて、具体的に無関心でない状況をつくるというのかな、自分の足元をもっとしっかり、具体的にしていけることが、この条例が例えばすばらしく

出来上がったとして、それが具体的にどう変わっていくかということの方が大事なわけですから、これからこの会議が終わったとしても、色々な会議をして、色々なお話が交わされて、そして具体的に行動し、お互いの思いでお互いを盛り立てようという思いが、すべてを築き上げていくだろうなというふうな気持ちがいたします。それを少しでも、自分のできる範囲の中で努力していきたいと思えますけれども。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。それでは、竹内委員。

(竹内委員) 条例の名称は、もともと文化基本条例を作ろうということになっておりますので、文化基本条例のままでいいかなと。

それと、もう一つ、前文の部分ですけれども、確かに分かりにくいんですけれども、この前文を作る時に、条例自身というのはずっと残る。そこに、色々なものが引かかるようにということで、これを作ったので、そのまま今の変更前でもいいのかなというふうに思っております。

それと附則の委員定数のところですが、**「臨時委員若干人」**という言い方をするのが、**「若干名」**ではないのかなと思いました。

(中川委員長) それでよろしいですか。

(竹内委員) はい。

(中川委員) それでは、砂田委員。

(砂田委員) 今回の変更案の中のポイントは、やはり前文のところではないかなと。先ほど平山委員さんが、くねくねという表現が使われた。まさしくこの中で議論してきた中身が、**「ここやったのかなと私は感じているんです」**。確かに前文の一番最後のくくりのところですから、スパッと分かりやすく終わって、中身が分かりやすくするというのが良い終わり方だと思うんですけれども、文化というものを今まで議論してきた中で、ここで言っているようないっぱい盛り込んだようなものが今までの議論の中の思いではなかったかなと。この場でのですね、ではなかったかなということを感じていますので、本筋は確かにスパッと終わる方もしれませんけれども、ここの、今回の文化基本条例の関係のことで言えば、この思いを込めた前文の方がこの場の思いが残っていいんじゃないかなという感じがしております。そういったところです。

(中川委員長) ありがとうございます。それでは、弘本副委員長どうぞ。

(弘本副委員長) 条例の名称に関してですが、各条項の文中で文化の振興、と繰り返し書かれているように、文化の振興を目的としていることは読めばわかります。名称も文化振興条例としても全くおかしくはないんですけれども、神棒さんが**「振興」**は今更古いと、そのほかの方もそもそも文化基本条例と言っているという発言がありましたけれども、**「あえて芦屋市文化基本条例と言ってしまうことによって、市民の方々が芦屋の文化って一体何なんだろうかというふうな関心と呼ぶ、というような意味で、振興という言葉を外して投げかけるというような、条例名称をもっている、芦屋の場合にはおかしくないのではないかなと。」**

それと、文化基本条例という言葉にした場合に、多くの方が懸念されることとして、文化というものを、何といいますが、上からこう押し付けていくような文化になってはいけないのではないかと、ということに対する恐れと言いましょうか、そういう懸念をもたれるケースというの

が多いのですけれども、この条例の場合には、あくまでこれは市民一人一人の文化を尊重するものであると、基本理念で定めていますので、そこを恐れて、「振興」という字を、入れなければならないということはないのではないかと。

むしろ市民自身が文化を創造していく担い手として、芦屋の文化を考えていくということの基本のところ立つというような意味では、文化基本条例と言い切ってしまう方が、芦屋の戦略的表明の仕方、ビジョンの表明の仕方としてあっていいのかなというふうに思います。ただ「振興」と入れたから問題があるわけではないので、そこは何と言うか、この委員の皆さんのどこで合意するかということだろうと。原案としてどこで合意するかどうかだろうと思いますが、私自身の考え方としては「振興」を入れないという選択肢もありではないかなと。芦屋の場合は特にありではないかと思えます。

それから、障害者という言葉に関しては、「がい」を平仮名でかくというのが、平山委員もおっしゃっていましたが、一般的になっていきますので、そのようにと思っています。

それから、前文に関してですけれども、分かりやすさを取るか、議論の紆余曲折、思いを盛り込んでいった、やや無骨だけれども思いのこもった案の変更前を取るか、2つの意見が出ているわけですが、私は、これは悩むところですね。分かりやすくサラッと3行で流したところで特に問題があるわけではないとは思いますが、ただ、平山委員がおっしゃったように、この無骨なところが、平山委員の表現ですけれども、「こなしきれていない」この中に、芦屋らしさがあって、私もあえてスマートでなくて良いような気がするんですよ。

前文をわざわざ作ろうと思った背景には、集まってきた委員が芦屋の将来のことを考えて本当にこう何というか、真摯に意見交換をしていくなかで、言葉を重ね合わせていってできていった経緯を、表してもよいのではないかという考え方もあるのではないかという気もしますので、私も原案であっても特に問題ないというか、原案という選択肢もあるであろうなというふうに思いますね。ただ、分かりやすくいいんじゃないかという意見も否定はできないので、そこは私も判断には悩むところです。

特に原文の方の、「協働で芦屋の価値を高めていく」というようなことですね、そういった文言というのは、私は原文の中に入れていいのではないかなという気がするんですよ。もちろん条文の方にも「協働」というのはきちんと項目を立てて入れてありますので、盛り込んでないわけではないんですけれども、前文の中でも協働でやっていく必要性を検討の中で非常に重視してきたということを打ち出しておくというのはいいのではないかなというふうに思います。

(中川委員長) ありがとうございます。大筋皆様方のご意見を賜っておりますと、まず、名前については「振興」というのは、ほぼ大多数がいらないと、むしろ「基本」とははっきり言った方がいいんじゃないのと。今まで、文化振興条例における「文化基本条例」はあまりないですからね。ないというか、自治事務としての文化政策を謳う場合には、文化振興条例と

というのは使っていませんよね，ほとんど。だから，なぜこんな「振興」を入れるべきだといった意見が出たのか，僕もいささか理解できんところがあるんですよ。庁議で出たのがびっくりしたんですけれども。むしろ，昔風の穏やかな文化振興条例にしたらどやねんという，なんか一線を引くみたいな感じを，井垣委員と同じように受け止めてしまいました。

それから，過度の支出につながることをないようにして欲しいなというのは杞憂ですね。実際に過度な支出はしてないわけだし，しなさ過ぎて問題になっているんですよ。そこを過剰にこんなことを言うというのは変だなと思いました。

それから一番最後の庁議の意見で，社会教育の分野だから学校の教育を後で掲げるもんだというのは役所の序列ですか。これは。こういう議論を表にだされるとちょっと私らはムカッときますね。これはあくまでも役所の中の業務形態の話で，そんなのどうでもいい話ですからね。そういうことを堂々とおっしゃるといのはちょっと解せない。

それから，教育委員会の話は，一番最初のご意見は分かっていたか，そうであればいいのですが，それ以外のものは自由奔放に相談会をされている。これはこれでご意見を賜りましたということであっていいのではないかと思います。

ただ，子育て中の親子やお母さんがみえないというのが，ちょっと気になる指摘がありましたので，第11条の「市は，高齢者，障害者等」の「等」の中に入っているというのが考え方では入っているんですよ。これでいけるかな。ちょっと不安がしました。

(事務局) 委員さんが言われたことで，第11条に「ここに入っているんですよ。」ということ言われているんですが，全体的な意味で，感じとしてですけども，前文の中に，その家庭というのか，そういう言葉ということで言われたような気がするんです。中身としましては，他にも色々あったんですが，それは表現上入れにくいな，難しいなと思ってはいるんですけども。

(中川委員長) 実際に，子育て中の母親というのを条文で入れるのは，ちょっとこうたくさん書かないといけないような感じがしないでもないですね。限りなく次々。これは答弁のように解釈的に入っているんだというようにいきますか。

それから，青少年のところでは，「充実」というのが本文の中になかった。それを，今回は改正案ではそろえていただいたんですね。ありがとうございます。

それから，私個人の意見ではないのですが，条例を作るということの意味を，市長の市政方針とかあるいは条例を上程する時に，提出する時の理由，提案理由の説明のところに，きちんとやっぱり謳っていただかないと，いけないのではないかとというのはどなたかおっしゃっていましたよね。それは，私もそのとおりだと思います。その中で，現実には芦屋市の文化行政の大半は，自治事務だとはっきり謳って欲しいんです。法定受託事務はほとんど占めていない。

つまり，自治事務である限りは，条例を予算執行の根拠とする必要性

があったんですね。慣習慣行的に前年どおり踏襲してきたに過ぎない状態が続いているわけでしょ。それをサボってきた理由としては、新たな義務を課したり、あるいは権利を制限したり、与えたりというものではないというところで、別に、命に別状は無いということで多くの自治体は条例施行しないんですね。しかし、芦屋の場合は、それに対してもう少し踏み込んで、市民もそういう権利をもっていますよということを謳うわけだから、これは条例事項になるという解釈になるのではないですか。

2つ理由があって、市民の文化権利をはっきりと謳いますということで、条例事項にするということと、予算執行の自治事務に裏づけとなる自治体立法として必要だということと、それが無いから、勝手に自治体文化行政のままで、各部局でやらざるを得なかった。あるいは、慣習慣行的な枠を超えることができなかったという言い方ができますよね。それをこの際、きちっと筋を通して、条例に基づいて計画を作ります。その計画に基づいて事業を実施します。そういう階層と申しますか、論理的な階層を組み立てていただきたいんですよ。これは本来の条例のねらいですから。

ただ、一部の議員さんがおっしゃっているように、今更、文化基本条例を作ってもどうにもならない。これは認識間違いなんですよ。こういう認識をもっているところが、間違いなんですよ。

自治事務である限りは、条例で謳わなければ、困ることになるんですよ。団体意思として、はっきり出ない。やっているのはあくまで首長の意識でしかない。市長が替わったら、なんぼでも仕事が変わる。今までやってきたことを、次の市長になったら、ころっと変わってしまう。そういう事態はやっぱり良くないということですから、その辺をもっと議会も認識していただきたいなと思います。庁議の皆さんにもです。

だから、条例があって、はじめて文化基本計画が作られるのが本当であって、その文化基本計画の中で新たな事業とか、色々なアイデアとか着想とかが実現されるというような仕掛けを作るのが、今回の主旨ですね。

それでは、皆さんに改めてお図りしたいと思います。前文につきまして、文化基本条例につきましては、「振興」はなしということで、これではよろしいですね。

前文につきましては、大変長い文章でございますが、概ね仕方が無いかなという意見と、変更前のこれだけの中身をもっと活かした方がいいのではないかと、という意見に大別されているように思います。

そこで、どうしましょう。いくつかを残すか、オールオアナッシングではないと思うので、どうしましょう。村上委員は「年齢や立場にかかわらず」は残して欲しい、とおっしゃっていましたね。

(村上委員) はい。

(中川委員長) 平山委員は、「市民、事業者、市の協働による」ぐらい残せよ、とおっしゃっていましたよね。

(平山委員) いや。文章が長すぎるので、内容的には2つに分けたらいいのではないかとということで、私は残し派ですから。

(中川委員長) 残し派ですか。

(平山委員) 文章を割った方が、長いんですよ。どこかで。これ例えば、金澤委員がおっしゃるように、この条例をPRする時に、これ読上げている時に、ナレーションとしてね、そうしたら後ろに映像を流したとしたら、これ非常に分かりやすいんですよ。

(中川委員長) この言い方はね。

(平山委員) 上のこの3行よりも。私がこれを読んでも思い入れを、こういうことがきつとこういう文章になっているんだろうなみたいな、皆さんどこかに何かは思うと思うんですけども、上の3行では何にも想像もなくて、どこのやつを読んでも同じなんで嫌なんです。申し訳ないんですけど。だから、「市民、事業者、市の協働による」の部分を残したいだけではないんです。

(中川委員長) 分かりました。聞き間違っていたようです。

(平山委員) はい。

(中川委員長) 6行にわたるこの文章を2つに分割して残すと提案なさっていると聞いていいですね。

(平山委員) はい。

(中川委員長) それは、可能でしょうね。

それでは、改めてお図りいたします。砂田委員さんも元の方が良いと行政内部の委員であるにもかかわらず。

(藤原教育長) 今おっしゃったですね、二つに分けたらというのは、私もこの文章は読んでみて、一番最後のくだりは、日本人が作った文章だなという感じがしました。こういうのが、外国語にすると全く意味が分からなくなってしまうような文章で。それで、二つにしようということで私も考えたんですが、その前の段落がまさに二つに分けているんですよ。前の段落には「これからの芦屋の持続的な発展のために」というくだりがあるのでね、下を二つに分けようところちも関係者がやったんですけども、上があるがゆえに、下を二つに分けたら三つになるだけの話なんじゃないかということで、上が一つ「これからの芦屋の持続的な発展のために」云々というのがありますのでね、ここが一つあって、「市民の真の願いです。」まで書いているのでね。

それらがあって、下でもう一辺二つというのは、同じようなことを言うのは、委員の皆様の熱い思いというのは十二分に分かるんですけども、やっぱりちょっと長すぎるかなという感じがして、最後の熱い思いというのは、まさにそのとおりだと思いますので、今、委員長が言われたように、思いの一端をもうちょっと付け加えることはやぶさかではないと思っております。

(中川委員長) ありがとうございます。今、教育長さんがおっしゃったところの重複箇所というのは、たぶん、「歴史や伝統、環境とのつながりを尊重し」というのは上の段落と重なってきますよね。ニアリーコードですよ。ここらは外しても大丈夫かなと。ただ、「想像力を引き出し、次世代に継承し」とありますから、「創造性あふれる社会の実現に寄与するとともに」も取れますよね。どうやらこれ重複しますよね。そのところを削って、後、「市民、事業者、市の協働による」以降を活かして

いくことと、それから、「年齢や立場にかかわらず」というのは前にもう一回復活して置いておくということではいかがでしょう。そうしたら、わりとスッキリとおさまりませんか。お願いします。

(藤原教育長) これね、もっと短くしなさいと言ったのを、この中に出ていませんけれども多くの方がおっしゃいました。いや、私も思いました。だから、短くしましょうというのはそういうところで出ていますので、若干増やすことは問題ないと思います。

(中川委員長) それでは、その方向でもう一度復元というところは復元していただいて、ダブっているところは削ってください。

(事務局) そういたしますと、以前に協働という、二つに分けるのは、同じところで二つ合わすと、実は、「市民一人一人が」「寄与する」というのは、前のところは「創造性あふれる社会の実現に寄与する」とか「決意する」というのは市長としてこの条例を定めるための決意として述べているんですけれども、この二つを一緒にすると、実は、「市民一人一人」が「実現に寄与するとともに」というふうに読めてしまうので、続けてしまうとうどうなのかなと。

(中川委員長) そのこのところはもういりません。もう一回聞いてくださいね。変更前の3行目ありますね。「新たな人材を生み出し」は結構ですが、「歴史や伝統、環境とのつながりを尊重し、心の豊かさと生きがいを実感できる創造性あふれる社会の実現に寄与するとともに、」まで削ってしまうんです。この2行を削ってしまうんです。前の段落とやや重なっていますので。文意が。その上で、文章を再構築してもらえませんかということです。

(事務局) 本来これを削ってしまいますと、どうでしょうか。

(藤原教育長) 上で言っているから削っても大丈夫です。

(中川委員長) だから、「基盤となる自然環境や景観、先人が築いてきた文化を守り、育て、更なる創造力を引き出し、次世代に継承していくこと」と言っているわけでしょ。前の段落で、それと文意が重なるところを外しましょうと言っているわけです。

(事務局) そうしましたら、最初から読上げさせてもらってよろしいでしょうか。

(中川委員長) はい。

(事務局) そうしたら、「表現の機会を得ることによって」これは取ってもよろしいんですか。

(中川委員長) 市民一人一人がというのがどこがおかしいんですか。

(事務局) いえ。市民一人一人がということですね、

(中川委員長) はい。

(事務局) 今、削ってもいいとおっしゃったんですが、「寄与するとともに」と「心の豊かさと生きがいを実感できる」というのが、私の思いでは、これが文化としての本文ではないかと思うんですけれども、それはよろしいですか。

(藤原教育長) 上で言っているから。

(中川委員長) だから「心の豊かさと生きがい」というのは、もし残すんだったら残してもらっても結構ですよ。

(藤原教育長) たくさん入れると長くなりますから。

(中川委員長) どっちかという、「心の豊かさと生きがい」というのは、この際は犠牲にしても構わないのちがいますかね。全体の中で言っているんじゃないんですかね。環境も守りましょうとか、空間的なゆとり、時間的なゆとり、ということも言っているわけですから。

(事務局) 一度それならば、ちょっと違うかもしれませんが、「市民一人一人が、年齢や立場にかかわらず生涯を通して身近に文化に触れ、表現の機会を得ることによって、多様な出会いをつむぎ、新たな人材を生み出し、市民、事業者、市の協働による国際文化住宅都市芦屋の価値を将来に向かって高めていくことを決意し、この条例を制定します。」

(中川委員長) 「表現の機会を得ることによって、」というのは別に外してもいいんじゃないですか。

(事務局) それは、いいんですけども。

(中川委員長) その2行は変更後を活かしてもいいんじゃないですか。変更後の一行目半を。「年齢や立場にかかわらず」を入れたらいいんですよ。「歴史や伝統、環境とのつながりを尊重し、」というのを外してしまうということですね。「創造性あふれる社会の実現」というところが、上の段落の「更なる創造力を引き出し」というところにかぶるから、削っていいんじゃないですかという話をしていたんです。

(藤原教育長) ちょっと今、それで進めてもらって。この文章全体が、思いが高揚しているもんだから、つい何回も出てくるんですね。我々の思いはあるもんだから、我々が読んだらなんでもないんです。ところが、第三者が読んだらちょっと意味が分かりにくくなっているんだと思いますので。

だから、委員長が言われたように、「歴史から寄与するとともに」までを取ってもこの文章は別になんらおかしくない。

(中川委員長) 長さの関係でいったら、「心の豊かさと生きがい」という言葉も常套句なので、感動を伴わない感じのところなので、無くてもいいかという気はせんこともない。むしろ、「国際文化住宅都市芦屋の価値」という方が、パンチ力がありますよね。むしろ、そういう常套句でかぶさない方がいいかもしれませんね。長さの問題は削ってもらったら結構なんじゃないですか。「心の豊かさと生きがいを実感できる創造性あふれる社会の実現に寄与する」を取ってしまっただけ。

(事務局) すみません。「新たな人材を生み出し、」これは、ここで切れているわけですね。「市民、事業者、市の協働による」「価値を高めていくこと」は、「ともに」でひつついてた文章が、接続詞はないですけども、二つ言っていることの意味が整合性が取れていないという意味で、意見がたびたび出たんです。これは、二つを分けるべきではないかと。分けるべき、というのは同じところに同じ事を書くと要するにややこしいということなんですね。そういう意味でおっしゃった意見が多数だったんですね。そういう意味で教育委員会の方で意見が出て、市議会の方でも出て、「ともに」でつないでしまうと、前の文章が、「市民一人一人」どれが主語で、どうなんだということがものすごく分かりにくいというのが意見なんです。

「決意し」というのは、普通だったら市の団体として「決意し」というのと、ひっつけてしまうと「市民一人一人」が「寄与する」という意味にも読めそうなことと言われたんだと思うんですね。

(中川委員長) 「生み出し」で切って、その次、「市民、事業者」、「を決意し」となったら「し」が二つで並列でいけるんとちがいます。「とともに」なんかとんでしまうわけでしょ。

(事務局) 「新たな人材を生み出し」、「市民、事業者、市の協働による」、「ことを決意し」では中の意味が全然違う事柄ですよ。

(中川委員長) 「市民、事業者、市の協働による」というのは修飾語でしょ。主語が「市民一人一人が」でしょ。

(事務局) まあ、変なことを言ったら、「市民一人一人が」勝手に決意してもらったら困るというような。目指し。まあそれは色々な言い方は言われたんですけれども、二つの文章がつながっているから、主語がどう読んでいいのかと、当初は問題になったということですね。

(藤原教育長) この文章というのは、全体がやはり、主語が「市民一人一人が」ということですから、一番最後にどうするんだとといったときに、最後に出てくる「国際文化住宅都市芦屋の価値を高めていくこと」を市民一人一人が決意して、この条例を策定します、というふうになっているわけですから、私は、これはこれで、読み方によって、日本語ですからゆれが激しいですから、だから読むと色々思うと思いますけれども、このくらいのレベルだったらそんなに読んでも揺れはそんなに幅広くなく、これくらいだったら無いと思いますので。

(中川委員長) 結構ですよ。もし、分けたいと思うなら、一度分けた案を出してみてください。分けた方がいいとおっしゃるなら。教育長さんがおっしゃっているように、揺れの範囲でいけるんとちがうという。

(藤原教育長) これね、我々も分けたらということをやりました。やりましたけれどね、分けたらくどくなって、飛んでしまうんです。だから、このね、最初の文章というのは、皆さんの思いがたまっているから、ぐーっと読んだら非常に揺れているように見えるんだけれども思いはよく分かるんです。それをこのように短く、ところが第三者が読んだら意味がどうもわからないだけであって、2つの文章にしようと思ったって、現実にはこのくらいの長さだったら、市民が読んでもだいたいのはよく分かると思いますので、この辺で委員の皆様の理解が得られるんだしたら、色々な人が言ったら皆色々なことを言いますから。

(神棒委員) 皆受け取り方は違うと思うんですよ。委員の中でも、同じ文章でも。それはしょうがないことだと思うんですよ。日本語の曖昧さですから。最終的に、委員長に決めていただいて、全然何を言っているのか分からんようになることだけは気をつけていただいて、ここは委員長の文章力で。

(平山委員) すみません。一つだけ教えていただきたいんですが、「市民一人一人が」「新たな人材を生み出し」て、「芦屋の価値を将来に向かって高めていくことを決意」するんですよ。条例を制定しますと言っているのは、市長なんですよ。

(中川委員長) そうです。

- (平山委員) 「ことを決意し、」「(芦屋市は)この条例を制定します。」とこ  
で主語がないので、市民一人一人が条例を制定しているように読めちゃ  
う。
- (藤原教育長) その主語がないのはね。そこで、「市が」とお読みになったでし  
よ。私はそれが日本語だと思います。
- (平山委員) ああ、それを読んでくれということですね。
- (藤原教育長) 市民一人一人が条例を作るわけではありませんからね。そこで  
主語が入れ替わるわけですから。
- (平山委員) なるほどね。それが日本語だと言われればそれはそうですけれど、  
たぶん、事務局が引っかかっておられるのはその点は。
- (中川委員長) それだったら、変更後でも一緒ですよ。その問題は。
- (平山委員) ああ、そうか。そうか。一緒ですね。
- (弘本副委員長) 「私たち市民の願いです。」と書いているわけなので、これは  
やっぱり市民として書いていいと思いますけれどもね。前文は。
- (中川委員長) つまりね、市長が市民一人一人の願い、思いを自分の心の中に  
ためて、それを代議する形で議会に説明するというスタンスの論理です  
よね。提案しますという。
- (平山委員) 市長が直に書いてないと、なかなかそういう発想がね。できにく  
い。
- (中川委員長) 条例の精神からいったら、市民一人一人がこの条例を支えよう  
という。手続き的には市長が出すわけですけども。
- (平山委員) じゃあ、そういう主旨からいくと、これでもいいわけですか。
- (事務局) 委員長、すみません。色々と申し上げていますがけれども、そしたら、  
もうちょっと協議をさせていただくという、この場では、ちょっと、私  
の方としてもちょっと決めにくいんですけども、もう一度案として協  
議させていただいて。
- (藤原教育長) 協議といっても、もうここで決めておかないとね。協議といっ  
たって、ここで作って、市長がここはあかんと、もっとこうしてくれと  
その時だけが言えることであってね、我々が相談することはやったんだ  
から、もうここで決めた方がいいって。
- (中川委員長) 基本方針はここで言ったとおりですよ。おっしゃっている協議  
というのは、実際は水面下の語句調整ということですよ。
- (事務局) もう一度委員長と図らせてもらった方がいいのかなということを思  
ったんですけども。
- (中川委員長) 結構です。そこまで、つめきれないと思うから、皆さんの御了  
解の下の確認はここまで取ったわけだから、その上で文章を作るのが仕  
事です。我々の。  
はい。それでは、条例本文に関しては、皆様方合わせてご意見くださ  
っていますが、特段これでご異議がなかったと思いますが、他合わせて  
ご意見等ございましたら、この庁議及び教育委員会、議会のご意見等  
対しましてご意見ございましたら合わせてご意見賜れたらと思います。  
先ほどと同じようにいきましようか。村上委員さん。自由意見です。
- (村上委員) 先ほどほとんど言ってしまったのですが、皆さんの意見を伺って、  
市役所の中にも、教育委員会の中にも、議員さんの中にも分かっていな

い方がたくさんいるなというのが市民としての意見です。ただ、反対側に市民に対しても、一件もパブリックコメントが無かったというのが問題だと思いました。

この委員会に市民委員として2人参加していますが、芦屋市9万の市民の中の2人ですよね。どのような会議の過程があって、このような原案ができたかというのは、もちろん興味のある方はホームページに会議録が載っているので見たら分かるのですが、それに対して自分がこう思うという意見がなかったということは、芦屋市民としての文化程度はいかがなものかと思いました。

この会議で一番最初に、私は成熟した市民がいるからこそ芦屋だという話をしましたが、パブリックコメントがなかったのは残念でした。一市民として参加させていただいて、文化基本条例が、議会で承認されたとすれば、どのようになっていくのか、広報はどうするのか、などを市民として見守って行きたいと思います。

(中川委員長) ありがとうございます。神棒委員どうぞ。

(神棒委員) 2件申し上げたいと思います。1件目は、芦屋市が抱える問題は金澤委員がおっしゃったように、芦屋病院でもなかなか問題があるという話をされたんですが、私は芦屋市の抱える問題は二つあって、一つは、市民の安心を支える組織に変えられるかということと、もう一つは、芦屋高校と芦屋大学のレベルアップをしていただいて、教育水準をあげるという努力を、なんとか市民の力でやってですね、できるだけ神戸市や大阪からですね、芦屋高校に通っていただくような教育水準まで引き上げて欲しい。これはなんとか上げていかないと、文化都市もないじゃないかという認識を持っています。これは単なる市民の願望ですので、この程度に。

もう一つは、政権交代が行われて、今日も昼から暇だったんでテレビを見ておりますと何がしか国会レベルではかなり議論がかみ合ってきたように感じます。ただ、一方、地方自治の方はですね。もうしっちゃんかめっちゃんか、突然広域連合というわけの分からない組織を持ち出して道州制とかなんとか、およそ架空の話が歩き回って、一体将来どういうふうに兵庫県と芦屋市が国との関係、あるいは、市民との関係をつくっていくかさっぱり見えないという状況にきている。

これは非常に危険な状況でございますが、具体的な名前は差し控えておきますが、わけの分からん首長が勝手なことを言いまくってですね、重要な問題は全て、その大きな波の中でわけが分からなくなっている状況にあるんじゃないかと思っております。ですから、非常に難しい話なんですけど、オピニオンリーダーであられる各議員は、あやしげな首長の言うことは信用しないようお願いしたいと。重ねて広域連合とは一体どういう組織なのかさっぱり分からないんです。私は。おそらく名簿にも載ってないと思う。そういう連合が医療を決め、教育を決め、そういうような大きなグランドデザインを描けるはずがないのに、そういう現象がおきていることをよく認識していただきたいと思っております。以上、最後に私の言いたいことを言わせていただきました。

(中川委員長) はい。分かりました。平山委員さん。

(平山委員) 村上委員と一緒になんですけれども、とても引っかけたのがフリートークの3ページ目の子育て中のお母さんというところなんですけど、「文化も家庭からというのがそういうところが特に見えてこない。家庭生活をきちんと作ることで文化が育っていく。」これはかなりズシンときたなというか、芦屋に住んでいると3歳とか6歳の6月6日とかね、歌舞伎の世界や習い事の世界ではその時から始めるという時がありますよね。芦屋というのは、お稽古事をやっていて当たり前みたいよ、とかね。あるいは小学校の音楽のクラシックを聴かせる時間がよその小学校よりも2倍ほど違うみたいよとかね。なんていうんでしょうかね。

この条例を制定したのために、別に強制するわけじゃないんですけれども、こういうモデルというか、芦屋市というのはちょっと一味違うんですよと。ケーブルテレビをつけたら、こんな素敵な文化人みたいな方がいらっしやいますという特集が流れるとか。こうなにか、広報とかPRとか話が出ましたけれども、この条例が文化の日に出れば一番よかったかもしれないんですけれどもね。まあ、そうは上手くいかないの、あれなんですけど、出来たということ自体をまず町内、市民、それから他都市に対して、作ったんだよと言えるような、なんかPRの元みたいなものをぜひともセットで考えていただきたいなと。そうすると、家庭生活からというときにも、色々な文化基本条例とつながって、具体的な提案ができるというか、そういうことだからこれができたのねというような、そこで初めてリンクするというかね。浸透していくんじゃないかなという気がするの、せっかく、最初私が思っていたよりもずっと、紋切り調じゃない条例だと思いますので、もうひとふんばりというか、フォローアップしていただくと、この委員会に参加した私としても大変嬉しいわけです。

(中川委員長) ありがとうございます。それでは井垣委員どうぞ。

(井垣委員) 特にあるわけではないんですけれども、パブリックコメントがなかったというが、そもそも私もホームページなんか気がつかない。だけど芦屋チャンネルは時々テレビをつけると、芦屋浜がパッと出てくるんだけど、そんなところには出てこないわけね。だから、こういうのを見る人は、多分ほとんどいないと思うんですよね。どういう形で知らせようと思っているのか。我々でさえ、我々は持ってますよ。知ってるから見る気になれば見れるんでしょうけれども、自分は読んでいるんだから見にいかないだけですけれどもね。たぶん他の人もという感じがしますね。流れで条例を作ったんでしょうけれども、なんとなく、市民憲章、市民が作って、なんとなく宣言しただけみたいな形になってしまう危険性が非常に高い条例なんですよね。財政が伴わなければなんにもできないというのがあるんですけれども、市民の人たちもこれを知ってますね、じゃあ自分たちが図書館つくろう、市に支援を求めていたら条例の何条によって青少年の育成の規定で何か努力がしてもらえないかとか。そういう形で市民の方が発案できるきっかけになるという形になってくれれば、我々が色々議論した意味があるわけですよね。

そのためにはもう少し宣伝というかね、知らしめること。たぶんね、

子育てのことで文化的な事業を何かやりたいんだけど、支援も何にもないというグループの人達が調べればね、こんな条項も入れて欲しいとか、もっと意見が出てきたはずなんです。たぶん、そういう人たちには全く知る機会が無かったらと思うんですよね。そういうことは、条例が出来た後、色々な審議会が続くのかもしれませんが、なんとかですね、市民の人たちが要求を通すための力になるという形で、活かされるような形で広めていただければ、それでないとなんかのためにやったのという感じが残ってしまうだけなんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(中川委員長) ありがとうございます。金澤委員どうぞ。

(金澤委員) あり過ぎて言葉が上手く出てきませんけれども、結局今の世の中の犯罪とか見ていると、皆自分の命の尊厳というか、そういう家庭とか教育、その欠如が今の世の中の姿だと思ひますけれども。その元をもっと言えば、自然破壊だとか、文化といってもそういうレベル以前の抜本的な食生活だとか人間の命の尊厳を教えるとか、教育ですよ。それが全然で、例えば先ほど平山委員がおっしゃったように、芦屋ではクラシックを聴かせるとか、条例を作ればそれはそれでまた競争が始まって、全然基本みたいなものが、教育がなされていないので、この条例を見て、何かを始める気持ちも大事ですけども、まず、芦屋のまちをきれいにして、もっと協力をして、まずは親たちを教育して、教壇に立つ先生自身が頭のおかしい人ばかりということはないですけども、私も教壇に立っていますけれども、まず子どもたちに命の尊厳を伝える先生の教育から親の教育からとか、そういう状況をつくっていかないと、ただの理想文じゃないかなと思ひますけれども。一步一步今の状況を教訓として、一人一人が具体的にできたらなということをつくづく思ひます。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。あの、竹内委員さん。

(竹内委員) 僕は、こういう形で条例をつくったのは初めてなので、最初はどくなるのかな、いつまでかかるのかなと思ひていました。色々な意見が出てその中でそれに対する意見が出てきて、考え方も様々だなという思ひがしました。どんなときにでも文化は分かるんじゃないかなと、それなりに、思ひているんです。それをどうからめていくのかというのは何か軸になるものがないと生きていけないかと、今回、こういう条例のつくり方があるという大きな勉強になったと思ひております。以上です。

(中川委員長) ありがとうございます。砂田委員。

(砂田委員) まちづくりというのは、我々は、どうしても地域の地形とかそちら側に目をいって考えがちになってしまうんですけども、まちをつくっていく上で、やっぱりベースになるというんですかね、バックボーンとなる、三つ子の魂という言葉もありますけれども、一番ベースになるのは、地域の歴史、風土、文化そういうものがある上で、今の我々がやるのはどちらかという制限を加えるまちづくりになっている傾向があるんですけども。何千年も前の平城京や平安京のまちを考えていく上で、何から考えたかなといったら、彼らの歴史、文化、風土そこまで育つかどうかわかりませんが、そういうものをベースにしてまち

をつかっていっているんじゃないかなと。この委員会に参加させていただいて、後で思い出したというか、気がついたというかそういう機会をいただけたと思うので非常に有り難かった。いい勉強をさせていただいたと非常に感謝したいと思います。

(中川委員長) ありがとうございます。では、弘本副委員長さんどうぞ。

(弘本副委員長) 貴重な委員会に参加させていただいて感謝しています。何よりも芦屋の特徴というのは、非常にコンパクトな地域の中に、豊かな自然環境があり、都市文化、非常に洗練された文化をかかえている、極めてユニークといえますか、個性的な風土をもっているというところにあると思うんですね。それがコンパクトに形成されているといえますか。そのことが都市文化として顕著に現れてくる都市だと思うんですね。

震災以降、厳しい財政を経験しているということもありますけれども、これからまちづくりをしていかれる中では、このコンパクトさというのが私は大きな強みになってくるだろうなと思っておりますし、今回この基本条例を作るに当たって、市民委員の方はもちろんですが、市民生活担当部長さんや、都市計画担当部長さんが、文化条例に関する委員の一人として参加して議論するということが、他の都市ではなかなかできない、大変価値があることだと思っているんですね。教育長もいらっしゃって、一緒に議論をしていくという、こうした小さい都市だからこそできる横のつながり、というのは、これから文化政策をされていく上で強みになってきますので、この条例とこの環境というものを十分にフルに活かして、まちづくりに当たっていただきたいなということを、条例づくりに携わった者として心から願っているところです。

先ほど委員の方々がおっしゃったPRが不足しているといった問題についてですが、私はもっと他の政策分野の中に入れていってこの条例について、意見交換するですとか、この条例を活かすにはどうしたらいいかというようなことを多様な政策分野の中に入れ込みながら、そこに集ってらっしゃる方のマンパワーを借りながら、市民の方の力を借りながら盛り上げていくというようなこともされていくといいのではないかなと思いました。

市民参画協働も芦屋ならではのスタイルで進めてらっしゃる、と私はみているんですね。その中で、例えばテーブルトークの一つとして、文化基本条例を語りましょう、というものは入れていければ十分成立していくような、市民の議論に丁度いいような適度の都市の規模とか、人の層の厚さですよね。この資源を、持っている強みとしての条件を是非活かしていただけたらなと思います。

(中川委員長) ありがとうございます。

では、私も一委員として。この条例が必要だというのは前回の懇話会の結論に出たからこの作業に取りかかったんですね。ものの喩で言いますと、教育委員会というのは地方行政の中で、母屋に対して離れと位置づけが与えられていますよね。今度の地方自治行革の対象としてもあがっていますけれども、首長がもっと教育に口出しできるようになったらどうやという世論もあります。ずっと教育委員会というのは教育現場の組織的仕事に押し込められてきた、と言ったらちょっと語弊があ

るかもしれませんが、その中でも、社会教育的分野に関しては、首長部局に別に移してもかまいませんよと今度の教育基本法の改正で変わりましたよね。

芦屋の場合は従来からずっと教育委員会の問題意識と捉えて、やっぱりきちんとした文化行政の体系を取らんといかんのじゃないかという問題意識をむしろ教育長さんが中心として提起してこられたわけです。ですから、懇話会も実は教育委員会主催だったんです。懇話会のメンバーとしては、教育委員会に対して文句を言うとか、注文をつけたって限界がありますよ。これは肝心要の首長部局ではね、一緒になってスクラム組んでやらないといけないことがたくさんありますよね。今日も都市計画の担当部長さんが来られているように、そういう委員さんも入っていただいたからよかったけれども、ハードなまちづくりを含めて文化政策も対象ですよという認識を共有していただきたい。そういうところから、実は、ならば余計に条例が必要ですよという議論になりますよね。

条例というのは、完成した建物ではなくて、どっちかといいますと、土台プラス骨格の柱みたいなものなんですよ。だから次はその中に内装を入れるとか、壁を塗るとか、どんな家具を置くとか、段取りを考えないといけないんですね。それが文化振興計画であるし、次の審議会がなされる作業だと思うんですが、それがようやくできて、ああよかったなと思っています。

裏を返して言うと、教育委員会が頑張りがあったからここまできたと思うんですけど、皮肉なことに、この体制がきちっとしていこうと思えば思うほど、いずれは首長部局に移管する方がいいという結論が出るかもしれませんね。

その辺を、私はここでも一言触れておきたいと思います。その理由は、幼、小、中、高、大、あるいは高齢者という年齢階層別の教育部門で担える仕事ばかりじゃないということです。

早い話が、芦屋を国際文化住宅都市として位置づけるということは、ハードに関しても政策調整が必要です。そうしますと、産業経済関連の支援も必要。つまり、都市としての芦屋のクリエイティブシティというんですか、創造型都市をつくっていくための政策を取るとするのは教育委員会だけで、その仕事を押しつけるのは無理がきますよね。そこまでこの条例は実は意識してると思いますねん。

なので、今後はですね。歴史とか風土とか産業とか経済まで意識を広げてみながら、この条例を運用していくための計画を考えなあかんと思いますので、今日ちょっと言いました。

そのようなクリエイティブシティ型のことも考えていく必要があるんじゃないかと。個人個人については人ということベースにするについては、人権とか文化的な権利ということは意識されるようになったので、それはかなりこの条例としてはかなり踏み込んだのじゃないかなと思っています。ついでに、産業とか観光あるいは、都市の格上げということ、そういう点での文化を期待したいと思っています。

以上が私の言いたかったことですが、先ほど教育長さんに申し上げました。自治事務としての根拠条例が要りますよと言った時に、反応が来

ると思います。

それは、例えばですね、市議会さんが、設置条例を挙げはったりとか、図書館法に基づく図書館設置条例がありますとか、そういう反応が聞かれるんですが、それは全く意味が違うんですね。設置条例であって、政策条例でも、事業条例でもない。最低限の義務を果たして条例を設置しているだけであって、その上の自治事務を担当しているレベルにはなっていません。そこをよよく誤解なさるので、その辺がきちっと論理的に説得していただきたいと思います。ようやく芦屋が自治事務の文化政策をきちんとやりますということを宣言できるようになったんだと思うんですね。以上です。この他、何か言いたいと思われる方はいらっしゃいますか。

それでは、先ほどの前文の処理、よろしくをお願いしますね。協議とおっしゃったのは、最終案にするための相談をしたいとそういう意味ですよ。

(事務局) はい。

(中川委員長) 基本方針だけ確認させていただきますのでね。はい。ありがとうございます。それでは、各条文ごとの微調節、大幅修正はなかったんですけども、これで了承ということによろしゅうございますか。

はい。それでは、これで全審議日程が終わっております。

今日、訂正させていただいた分については又、皆様方にご報告することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして芦屋市文化基本条例原案策定委員会を終わらせていただきたいと思います。今まで御協力いただきましてありがとうございました。お礼申し上げます。

< 閉会 >